

## 令和6年度 第8回常任理事会 議事録

日 時 令和6年12月7日（土）10時～

場 所 北海きたえーる小研修室

出席者 印藤智一、家近昭彦、石崎 賢、川崎尚子、

佐見洋治、多田吉宏、辻井淳一

(議事録)齊藤幸治

<進行：辻井常任理事>

### 1 開 会

議事録署名人に、印藤理事長のほか、辻井常任理事、川崎常任理事が指名された。

### 2 理事長あいさつ（印藤理事長）

SV・Vリーグも始まり、本日も出席者数が少ないが、午後からの理事会及び評議員会に向け、議案審議をよろしくお願いする。

### 3 協議事項

冒頭、本日のスケジュール等が齊藤総務委員長から説明され、以下のとおり協議がなされ、全ての議案が承認された。

#### （1）第3回理事会の開催について

##### ①令和6年度 各委員会事業実施状況について

###### ・総務委員会（齊藤総務委員長）

各種会議が順調に開催できたほか、「体罰・暴力・暴言などの根絶」においては、JVAの暴力撤廃アクションに基づく啓発を行った。

「規約・規程の改廃」では、新法人の定款及び各種規程の制定を行った。

###### ・競技委員会（石崎競技委員長）

9人制で参加申込がなく中止となった大会があるが、その他の大会運営を計画どおり実施した。9人制の各種大会が中止となっており、法人化を記念して北海道版ヴィンテージ8の大会の開催を検討中、今後、実連やクラブ連とも調整を行う。

高校新人大会の出場チーム数を検討している。これまで地区協会登録チーム数が11チームの場合の出場チームを2チームとしていたが、登録チーム数を8チームに引き下げるなど、参加しやすい環境となるよう引き続き検討を行う。

###### ・審判委員会（川崎審判委員長）

審判員指導育成業では、各種講習会・クリニック・セミナー等を計画どおり実施した。

大会審判運営事業では、全国工業高等専門学校大会に審判員を派遣した。

###### ・強化委員会（奥山強化委員会委員）

中学強化及び高校強化を計画どおり実施した。

国民スポーツ大会においては、成年男子が5位、成年女子が7位となりポイント獲得に繋がった。

###### ・指導普及委員会（佐見指導普及副委員長）

各種会議の開催のほか、指導者研修会、小・中学校大会を計画どおり開催した。

道公認コーチ認定講習会が 21 地区協会で開催された。

②令和 6 年度 一般会計・特別会計執行状況について（齊藤総務委員長）

・一般会計収入の部（9月30日現在）

繰越金は、令和 5 年度決算及び V リーグ受託収入売掛金 1,640,000 円を今年度に繰越すため補正予算措置を行った。また、各地区協会や加盟団体からの基本金や賦課金等についても、概ね計画どおりに推移している。

・一般会計支出の部（9月30日現在）

事業費では、各委員会費及び天皇杯・皇后杯北海道ラウンドへの大会交付金、過年度分の V リーグ開催交付金として 549,944 円を支出したほか、過年度分の V リーグ受託収益に伴う法人税等として 390,400 円を支出した。その他の支出についても概ね計画どおりに推移している。

・特別会計（9月30日現在）

財政調整基金は、繰越額に預金利息を加えた収支差引 9,000,169 円。

強化育成基金は、繰越額に預金利息を加えた 15,518,845 円から、国民スポーツ大会少年強化対策事業として 1,600,000 円を支出し、収支差引 13,918,845 円で推移している。

③令和 6 年度 中間監査の実施について（齊藤総務委員長）

令和 6 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの事業及び会計の状況を監査し、一般会計及び特別会計ともに、正確かつ適正に処理されていることを報告いただく。

④一般社団法人北海道バレーボール協会の設立について（齊藤総務委員長）

新法人の定款承認を経て令和 6 年 11 月 1 日に法人登記を終え、正式に一般社団法人北海道バレーボール協会が設立された。

これにより、当協会の法人名は「一般社団法人北海道バレーボール協会」となり、法人所在は北海道立総合体育センター内に置き、印藤理事長が代表理事となる。

なお、新法人の設立に伴い、現団体である北海道バレーボール協会の活動については一区切りとなり、新法人に移行することになるが、現団体の事業年度は、令和 7 年 3 月 31 日までであることから、今年度の各種事業につきましては、現北海道バレーボール協会で実施することとなり、役員任期についても、令和 6 年度の決算承認日の令和 7 年 5 月 10 日までとなる。

⑤一般社団法人北海道バレーボール協会への運営資金の一部譲渡について（齊藤総務委員長）

令和 6 年 11 月 1 日に一般社団法人北海道バレーボール協会が設立されたことに伴い、新法人が令和 7 年 4 月 1 日から令和 6 年度の決算承認予定日の令和 7 年 5 月 10 日までの間で進める、年度当初の各種事業の運営資金を、現団体の北海道バレーボール協会が一部譲渡するものであり、譲渡金額は年度当初に開催する各委員会経費等に必要な 2,000,000 円を北海道バレーボール協会の一般会計予備費から充て、新法人口座を開設のうえ譲渡する。

⑥北海道バレーボール協会の資産譲渡について（齊藤総務委員長）

新法人の設立に伴い、現団体である北海道バレーボール協会が所有する令和 7 年 3 月 31 日時点の資産等を新法人に譲渡するため、現団体と新法人の間で、譲渡契約書（案）のとおり契約を締結するものであり、譲渡資産は、現金、預金、郵券及び備品等で、譲渡契約日は令和 7 年 4 月 1 日、譲渡予定日は、現団体の決算承認を得た後で資産を移動する必要があることから、定期評議員会開催予定日である令和 7 年 5 月 10 日とするもの。

なお、譲渡契約書中、別表 1 に記載する現金、預金及び郵券については、令和 6 年 9 月 30 日

現在額を仮表記したもので、決算に応じ令和7年3月31日現在額に修正して、契約締結を行う。  
⑦ワダ GEAD 株式会社杯 北海道高等学校バレーボール新人大会の開催について（齊藤総務委員長・石崎競技委員長）

当該企業による大会協賛については、第2回理事会において報告したとおりであり、現在、スポンサー企業と、表彰の関係で調整を行っており、詳細が決定次第、開催地協会に連絡する。

#### ⑧その他

##### （2）臨時評議員会の開催について

###### ①一般社団法人北海道バレーボール協会 各種規程の制定について（齊藤総務委員長）

令和6年5月11日開催の定時評議員会において、一般社団法人北海道バレーボール協会の定款を承認いただき、その定款を補足する各種規程について、理事等からの多くの意見を反映し第2回理事会において承認を得たことから、その概要等を報告する。

まず、廃止制定は、現規程の考え方を踏襲して、新規程を整備したもので、新規程の附則において、現規程を廃止したもの。

「役員等選考委員会規程」は、副理事長、本部長代表1名、監事代表1名、社員代表3名及び総務委員長からなる「役員選考委員会」を設置し、理事長指名理事を含めた、理事及び監事等を選考し、理事会に推薦することを規定したもの。

「本部及び委員会規程」は、法人化に伴い、ガバナンス強化のため、本部制を導入することや、本部の配下に委員会を置き、各委員会の所掌事務を規定したほか、委員会に副委員長と主事を置くことなどを規定したもの。

「事務局運営規程」は、定款の制定にあたり、理事等から、意見交換の場の設置について意見があり「意見交換会議」を隨時、開催することや、会長、副会長への相談等を目的とした「執行役員会」の開催のほか、文書管理に係る規程を統合して規定したもの。

「表彰規程」は、現行の表彰規程に基づき、競技会等で優秀な成績を収めた団体及び顕著な功績を収めた個人を表彰することを規定したもの。

「旅費規程」は、JVAと道協会の会議、研修、主管競技会を支給対象とし、宿泊日当を見直し、1日当たり道内1,000円、道外2,000円を支給することや、宿泊費に道外宿泊費を追加し12,000円とすることなどを規定したもの。

「慶弔規程」は、現行の弔意規程を見直し、役員等が表彰を受けた場合や日本代表として国際大会に参加した場合に常識の範囲内で金品を授与できることなどを規定したもの。

「加盟団体申請規程」は、加盟団体への加盟及び脱退に関する事項や、様式等について規定したもの。

「コンプライアンス規程」は、JVAのコンプライアンス規程に基づき、現倫理規程を見直したもので、倫理委員会の設置について規定した、現倫理規程細則を統合し、現倫理規程廃止に伴う経過措置を規定したもの。

「公認審判員規程」、「公認コーチ規程」及び「推薦チーム選考規程」は、現行の各規程に基づき、新規程を制定したもの。

次に、新規規程は、定款制定に伴い、新規に制定したものであり、「年会費規程」は、各会員の年会費について規定しており、登録会員の会費は、MRSによるチーム及びメンバー登録料の配賦金をもって年会費とすることや、各地区協会や連盟から選出された「正会員」の会費については、連盟及び地区協会の基本金をもって年会費とするほか、賛助会員及び特別会員の会費につい

ては、一口 2,000 円としたうえで、個人は一口以上、団体は十口以上の納入をもって年会費とすることを規定したもの。

「役員等の定年に関する規程」は、理事、監事及び副会長に対し、定年規定を新規に導入するもので、理事の定年年齢を、選任基準日において 70 歳未満、副会長及び監事は 74 歳未満とすることを規定したもの。

次に、廃止は、定款及びその他規程等への統合により廃止するもの。

②一般社団法人北海道バレーボール協会 設立趣意書について（齊藤総務委員長）

新法人設立の趣意を内外に示すため、設立趣意書（案）が提案された。

趣意書の要旨は、「当協会は、昭和 6 年に産声をあげ、北海道バレーボール競技の普及発展及び各種競技会の開催を通じ、日本バレーボール協会や北海道スポーツ協会の支援と指導のもと、34 の連盟及び地区協会と連携しながら、道民の体力の向上と健康増進を図ってきた。

国の「スポーツ基本計画」や日本バレーボール協会の「長期ビジョン」などの実現に向けた具体的な施策が展開されており、それらの活動基盤となる都道府県バレーボール協会の社会的な信頼の向上と基盤の確立を目的とした「法人化」が強く求められており、当協会では、更なる組織基盤の充実、経理体系の明確化を図りながら、協会創立 100 周年に向け、各種事業の展開を力強く推進するため、ここに一般社団法人北海道バレーボール協会を設立する。との説明がなされた。

なお、本趣意書は、北海道バレーボール協会ホームページにて広く公表する。

③一般社団法人北海道バレーボール協会 設立時社員及び役員の選任について（齊藤総務委員長）

新法人設立時の社員及び役員体制を整備する。社員は、印藤理事長を新法人の代表理事とし、丸山副理事長、家近副理事長、齊藤副理事長とし、役員は、社員に川崎審判委員長、高橋監事及び須田監事の 3 名を加えた体制とする。

④一般社団法人北海道バレーボール協会の設立について

⑤一般社団法人北海道バレーボール協会への運営資金の一部譲渡について

⑥北海道バレーボール協会の資産譲渡について

上記④から⑥の案件については、第 3 回理事会における説明内容と同様に説明がなされた。

#### 4 報告事項

（1）日本協会関係（印藤理事長）

- ・MRS の登録の値上げについて、JVA 担当者と 11 月 2 日に意見交換を行った。
- ・SV リーグでは、デンソーホームゲームが 1 月 18 日・19 日に札幌で開催するが、札幌開催は最後となる可能性が高く、理事の皆様にも会場で応援願いたい。
- ・北海道新聞社から「ほっかいどう GX 大運動会」の参加について案内があった。

令和 7 年 2 月 11 日に大和ハウスプレミストドームで開催されるので各方面に周知願う。

（2）各委員会関係

①総務委員会（齊藤総務委員長）

次回常任理事会は 2 月 8 日に北海きたえーるで開催する。

②審判委員会（川崎審判委員長）

日 B 審査会が開催され 10 名が合格し今後の活躍が期待される。

③強化委員会（家近副理事長）

国民スポーツ大会成年の部の選抜制の導入に係る理事会提案は、奥山委員が行うが、これまで

も様々な課題があり、それらを考慮して今回の提案となった。

④加盟団体

ヤング連関係で、11月にシンガポールのセントヒルダスセカンダリースクールとの交流会が無事終了した。(辻井常任理事)

5 閉会

【次回：令和6年2月8日（土）10時～ 北海きたえーる】

議事録署名人

理 事 長

伊藤 知一

議事録署名人

川崎 尚子

議事録署名人

辻井 淳一